

事務連絡
令和4年6月21日

各都道府県衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医政局医事課

地域医療介護総合確保基金事業区分6(勤務医の労働時間短縮に
向けた体制の整備に関する事業)における算定方法について

標記基金については、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日厚生労働省発医政0912第5号)の一部改正(令和4年6月1日厚生労働省発医政0601第5号)が通知されたところではありますが、管理運営要領の別記3(事業区分6)における「5 算定方法等」については、下記の取り扱いとするのでお知らせいたします。

記

管理運営要領中、「5 算定方法等」において、「(1)当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数(療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。)」と記載のある箇所については、「当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の最大使用病床数とする。)」と読み替える。

【照会先】 医政局医事課医師等医療従事者
働き方改革推進室
代表 03-5253-1111(内線 4415)
直通 03-3595-2196
e-mail hatarakikata01@mhlw.local(働き方基金)